

特別養護老人ホーム潮寿荘運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホーム潮寿荘（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じた自立した生活ができるよう、必要なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム潮寿荘
- (2) 所在地 北海道函館市釜谷町605番地1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
 - ア 施設長は、施設職員の管理及び業務の実施状況の把握を一元的に行う。
 - イ 施設長は、施設職員に対して施設運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名以上
利用者に対し診療及び健康管理並びに保健衛生の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上(介護支援専門員と兼務)
利用者の生活全般にわたり社会的援助を行う。
- (4) 介護士 18名以上
利用者の生活全般にわたり介護を行う。
- (5) 看護職員 2名以上(内1名 機能訓練指導員と兼務)
医師の指示により利用者の健康管理を行う。
- (6) 管理栄養士または栄養士 1名以上
給食業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。

(7) 機能訓練指導員 1名以上 (看護職員と兼務)

利用者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上 (生活相談員と兼務)

利用者の施設サービス計画を作成する。

(9) 事務職員 1名以上

必要な事務を行う。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、50名とする。

第4章 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第6条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清しきによる清潔の保持
- (2) 排せつの自立援助
- (3) 離床、着替え、整容等の介護
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 利用者又は家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

(利用料等)

第7条 施設が指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割の額とする。またその額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払を利用者から徴収する。

- 一 食材料費
- 二 送迎に要する費用 (厚生大臣が別に定める場合を除く。)
- 三 理美容代

四 前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払を受ける場合には、事前に利用者または家族に承認を得るものとする。

(潮寿荘食費減額特例制度)

第8条 施設は介護保険負担限度額認定証の発行を受けることのできない利用者に対して、潮寿荘食費減額特例制度を行うことができる。

2 減額できる額は第7条第2項で定めた食費の額と、厚生労働省が定めた食費基準費用額の差額の範囲で行うこととする。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容について入所申込者の同意を得るものとする。

(入院期間中の取扱い)

第10条 利用者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所することができるよう配慮するものとする。

(外出及び外泊)

第11条 利用者が外出又は外泊しようとするときは、その都度、必要な事項を施設長に届け出るものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第12条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

第7章 その他の重要事項

(協力病院等)

第13条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第14条 施設は、従業者並びに従業者であったものが、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情処理)

第15条 施設は、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時および緊急時の対応)

第16条 施設は、入所者に事故、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに市等、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に向けた体制等)

第 17 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 施設は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人戸井福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 23 年 3 月 25 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 27 年 7 月 20 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、令和 1 年 6 月 30 日から施行する。
- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。